

新年の抱負



今年の抱負は、だらだらと残業をしないことです。

去年までは18時をすぎると小腹が空いたということでコンビニに行き、ネットサーフィンをしながら食事を済ませ、気がつけば1～2時間ほどネットサーフィンをしているということが多かったです。一度休憩をしてしまうと、リスタートするまでに非常に時間がかかってしまうのです。

そこで、今年は18時以降の休憩タイムを設けず、そのまま仕事を続けて20時までには帰宅しようと思っています。いまのところ順調ですので今後も続けていきたいです。自分流の働き方改革です。

インフルエンザと裁判期日

裁判所や代理人がインフルエンザにかかると、基本的には期日が延期になります。

ですが、インフルエンザにかかった側の代理人が電話で裁判期日に出席する方法もあります。このような方法を電話会議システムといます。裁判所が遠方にある場合に利用される手続ですが、このような場合にも対応しています。

ちなみに、私は40年間インフルエンザにかかったことがありません。

交通事故における整骨院の施術費

交通事故で怪我をすると通院をして治療することがありますが、整骨院に通院する場合には注意が必要です。

整骨院の先生（柔道整復師）は、医師とは法律上の地位が異なりますので、整骨院での施術費が損害として認められないケースがあります。そうすると、せっかく通院しても施術費が自腹になってしまいます。

整骨院での施術費が損害として認められるためには、判例上、①医師の具体的な指示があり、かつ、②施術の必要性、施術の相当性、施術の有効性等が認められることが必要となってきます。怪我をした後、整骨院だけに通った場合、①の要件を欠くことになるので、加害者側の保険会社と交渉をしても、治療費の支払いを拒否されてしまうケースが出てきます。ですので、交通事故で怪我をした場合には、まずは整形外科に通院するようにしてください。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設